

労働法グリーンペーパー中「経済的従属労働者」に関する反応

1 公的機関

(1) 欧州議会

EU法における労働者と自営業者の単一定義は各加盟国の社会経済的伝統の違いのためきわめて複雑であり、同時にEU法の斉一的施行を確保するために必要な収斂を目指す必要も考慮し、この収斂は雇用関係の存在を決定する加盟国の権利を尊重すべき。

新規起業やマイクロ企業は、当初一つの顧客のみで経済に参加する時は「経済的従属労働者」ということになるので、一つの顧客に依存する純粋な自営業者が自営と雇用の中間範疇に入れられたり被用者に分類されたりしないようにすべき。

欧州司法裁判所の指針に従い、労働者の定義は労働の場所と時間の状況に基づくべき。

ILOの雇用関係勧告の実施を促進するとともに、それが純粋に商業的な関係を妨げないようにすべき。

(2) 欧州経済社会評議会

各国の定義と判例は機能しており、それを維持するのが適当。労働法と民商法の間には明確な区別がある。

2 使用者団体

(1) 欧州経団連(ビジネスヨーロッパ)

既存の各国の法的定義は十分明確であり、欧州レベルの法的定義を設ける必要はない。自営業者と被用者には商業活動と労働契約という明確な違いがある。就業者の地位にかかわらず最低の権利を設けることには賛成できない。中間的法的範疇を設けている国もあるが、EUレベルで「経済的従属労働者」のごとき範疇を一般化することには反対である。

(2) 欧州公共企業体センター(CEEP)

自営業の定義は各国レベルで明らか。いわゆる「偽装自営業」対策は労働法だけでなく税制、社会保障、雇用政策の課題。さらなるEUの規制は不必要。自営業の解釈を制限することは柔軟性をなくし、雇用にマイナスの影響を与える。

(3) 欧州商業放送協会(ACT)

ジャーナリズムには柔軟性が必要であり、厳格な労働法規制には問題がある。AV業界

で働く者は独立的に働くことに惹かれており、欧州委員会は AV 業界の実態をよく調査した上で行動すべきである。

(4) 欧州保険連盟 (CEA)

EUレベルで雇用と自営業の定義を設けることは柔軟性を失わせ、新たな就業形態の創出に役立たない。すべての就業者に最低限の権利を保障するのは有害であり、多様な契約の豊かさが脅かされる。

保険業界は雇用スタッフ、自営仲介人、中小のブローカーのネットワークからなっており、最低限の権利の創設は自営仲介人の競争優位を失わせ、彼らと保険会社の契約の終了に至る。その結果、顧客にとっても損失となる。就業契約形態の多様性が保険業界の競争力を支えており、この柔軟性は保持されるべき。

(5) 欧州警備保障連盟 (CoESS)

法の抜け穴を探して偽装自営業を用いる悪意ある企業を防止するため、労働法制と統制機構、厳格な罰則が必要である。最低限の権利保障は企業のコストを増大させる危険性がある。

(6) 欧州商業連盟 (ユーロコマース)

欧州委員会は企業家精神を奨励し、自営業に対して積極的な姿勢をとるべきだ。自営業機会の促進は雇用創出にとって枢要である。

(7) 欧州放送連盟 (EBU)

AV 業界は様々な就業形態があり、定義の明確化は各国レベルで行われるべき。最低限の権利保障がされていないとすればそれは偽装自営業の問題であり、他の手段で解決されるべき。EUレベルの立法は有益ではない。

(8) 欧州旅館食堂協会 (HOTREC)

就業形態の多様性は維持されるべき。過度の規制は雇用を失わせる。ホテル・レストラン業界において自営業は重要。偽装自営業にかかざりすぎると企業家精神の発展に有害である。

(9) 欧州中小企業協会 (UEAPME)

自営業は企業家精神の発展に不可欠であり、偽装自営業という名の下に埋もれさせるべきではない。自営業は定義上、自律、独立、自己組織によって特徴づけられ、追加的な労

働規制は必要ない。

最低限の権利保障は必要ない。それは闇就労を促進し、失業を増やすだけであり、雇用創出と労働者保護に反する。

(10) 直接販売欧州

直販業界は伝統的に自営業者と協力関係にあり、EU レベルの定義の導入は自営業者の大幅な減少と生活危機をもたらす。

最低限の権利保障は、自営業者に被用者としての保護を与えることに他ならず、反対である。

(11) 欧州新聞協会 (ENPA)

新聞社はフリーランスジャーナリストと商業契約を結んでおり、彼らは独立企業人である。その地位には何の曖昧な点もなく、自由な選択によるものである。彼らに最低限の権利保障を拡大することは、その利点を失わせる。

(12) 欧州人事倶楽部

伝統的労働契約の条件を他の契約に拡大することは事業の拡大を妨げる。最低限の権利保障は既に EU 法にある差別禁止だけでよい。

(13) 欧州小企業同盟 (ESBA)

自営業の発展とりわけライフスタイルビジネスこそこれからの趨勢であり、EU レベルの自営業の定義を押しつけることはそれを妨げる。

3 労働組合

(1) 欧州労連 (ETUC)

EU レベルの収斂的な労働者の定義を設けるべき。「経済的従属労働者」に追加的な保護を与えることは有用であるが、自営業と雇用の上に第三の範疇を設けることには賛成しない。重要なのは、就業地位にかかわらず、団結権、安全衛生保護、社会保障の適用、母性保護、育児の権利、生涯学習の権利などを保障することである。イギリスのように「就業者」と「被用者」を分けて労働市場を分断するやり方には反対である。

(2) 欧州独立労働組合連合会 (CESI)

若者が社会保険料を免れるために自営業に走る危険性が続いている。偽装自営業問題に

取り組むためEUレベルのイニシアティブが必要である。

(3) 欧州管理職組合 (CEC)

「従属」と「独立」の定義を明確化し、「経済的従属自営業者」に保護を拡大することは偽装を防止する効果があろう。しかしながら、労働法の適用範囲を自営業に拡大することには反対である。

(4) 欧州専門管理職組合 (ユーロカードル)

雇用、自営業の定義をEUレベルで明確化すべき。同時に、雇用とは別の自由な選択肢として起業が支持されるべき。

(5) 欧州建設林野労連 (EFBW)

雇用と自営業の定義を明確化して、容易に偽装自営業が発生しないようにすべき。

(6) 欧州ジャーナリスト連盟 (EFJ)

旧来の従属労働対象の労働法はあらゆる就業形態に拡大されるべき。企業は労働法を回避して偽装フリーランス契約を増やしている。その犠牲者は若者と女性である。フリーランス労働者が訴えを提起できる労働審判所を設けるべき。

最低限の権利保障には賛成だが、雇用と自営業の中間の第3の範疇を設けることは既存の雇用の権利を洗い流すことになり反対である。何らかの従属の下で働く者はすべての雇用上の権利を保障されるべき。

(7) 国際俳優連盟欧州グループ (EuroFIA)

フリーランス俳優は真の自営企業家ではなく使用者に従属しているが、労働者の権利を否定されている。多数のプロダクションで働くことは独立性や競争力の徴ではなく、仕事の不安定さからくるものである。重要なのは雇用と自営業の定義を明確化することではなく、純粋な自営サービス提供者でない限りすべての労働者の権利を認めることである。

(8) 欧州金属労連 (EMF)

直接指揮監督下で働く者は契約の如何に関わらず労働者である。契約形態にかかわらずすべての労働者に最低限の権利が保障されるべきである。

(9) 欧州事務サービス労連 (UNI-Europe)

近年雇用と自営業のグレーゾーンが拡大している。AV 業界や IT 業界ではやむなくフリーランスとなり、労働者としての権利を失い、重い社会保障負担を負っている。あらゆる労働者の権利は複数の顧客から注文を受ける経済的従属労働者に適用されるべきである。フリーランス労働者の団結権と団体交渉権が確保されるべきである。また法的紛争においては、保護されるべき労働者ではないという立証責任は使用者側に課せられるべきである。

第3範疇の創設は権利を洗い流すことにつながるもので、契約形態にかかわらず働く者はすべての雇用上の権利が保障されるべきである。

4 その他団体

(1) 欧州独立生産者連盟 (CEPI)

AV 業界は様々な就業関係があり、それらを明確化することは望ましいが、万能サイズの解決策は可能でもなければ望ましくもない。

(2) 欧州労働者協同組合・社会的協同組合・社会参加協同組合連合 (CECOP)

労働者組合員と非組合員労働者の数値を明確化するためにも、法的明確性が必要。

(3) 欧州家内労働グループ

最低限の雇用社会保障の権利は契約にかかわらず適用されるべきである。経済的従属性は単一使用者の存在と見なされるべきではない。複数であっても経済的に従属している。包摂的な雇用概念が必要である。

(4) 欧州脚本家連盟 (FSE)

脚本家は低報酬の一人会社として扱われ、社会保障も乏しい。脚本家がまっとうな生活を送れるように労働協約でその利益を交渉できるようにすべき。労働組合ではなくても脚本家団体に組合と同じ権利を認めるべき。

被用者と自営業者共通の最低限の権利保障など脚本家には役に立たず、不要である。

(5) 欧州音楽家連盟 (FIM)

被用者と自営業者の区別は人工的で、「使用者」が社会保険拠出を免れるために利用されている。音楽演奏家は自営業者として扱われているが、これは「使用者」が押しつけたものである。